

甲府市農業委員会 12月定例総会議事録

1. 日 時 令和2年12月25日（金曜日）午後2時00分から午後3時02分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦、米山 夫佐子

【農業委員】

1番 渡邊 初男	2番 小松 芳彦	3番 菊島 建	4番 池田 哲郎
5番 落合 洋子	6番 關野 登	7番 田中 由美	8番 後藤 良仁
9番 土屋 三千雄	10番 越石 和昭	11番 小澤 博	12番 山村 忠弘
13番 雨宮 洋文	14番 末木 瑞夫	15番 矢崎 正勝	16番 塚田 泰英

【農地利用最適化推進委員】

1番 佐々木 茂隆	2番 萩原 斉	3番 植田 泰	4番 山本 光信
5番 平澤 友良	6番 山本 俊一	7番 杉原 正芳	8番 松木 正治
9番 小池 厚	10番 二宮 茂徳	11番 大森 由彦	12番 佐野 満
13番 齊藤 藤雄	14番 金丸 輝男	15番 若尾 忠昭	16番 亀井 智
17番 池谷 幸男	18番 長田 茂樹		

4. 欠席委員（0名）

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事務局 長	石川 満
農地係 係長	齊藤 欣也
	係長 青木 進
振興係 係長	牧野 公治
	主任 前島 文子

6. 議 案

議案第1号 農地法第5条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明交付申請の承認について
議案第4号 令和3年1月告示分農用地利用集積計画について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（斉藤係長）

それでは、令和3年12月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数19名中19名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長よりごあいさつをいただきます。会長お願いいたします。

○議長（西名会長）

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局（斉藤係長）

ありがとうございました。それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会12月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

まず始めに、12月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により9番の土屋三千雄委員と、10番の越石和昭委員のお二人にお願いしたいと思います。

今月も、新型コロナウイルス蔓延予防のため、時間短縮に努めて参ります。先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、本来であれば議案内容について地元委員からのご意見、補足説明を求めるところですが、極力省略させていただき、議事の進行を行いたいと思います。なお発言を制限する者ではありませんので、当該地区以外で疑問等がある場合は、個人情報等に注意しながらご発言をお願いします。

○議長（西名会長）

それでは議案審議を始めます。議案第1号農地法第5条による競・公売適格証明願いについて審議いたします。事務局より説明してください。

チェックも行っています。また、第1種農地といっても、地図にあるような場所もありますが、集団農地もあります。集団農地は、いくら分家でも許可はできません。あくまでもいろんな条件に照らし合わせて、周りの農地や農業に影響がない場所であれば大丈夫という基準があるということをお示ししています。なお、それぞれの地区で委員が判断に迷う場合は、同じ地区の委員に相談したり、事務局に相談したり、委員一人で抱え込まないようにしていただきたいと思っておりますし、そのような体制を事務局でも用意してありますので、よろしく願いいたします。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

青木係長どうぞ。

○事務局（青木係長）

ちなみに、5条適格証明のNo.1に挙がっているところも、すでに○○○○○○○○○○○○○○○○○○として使っていたところですが、地目が農地で第1種農地に該当します。ですので、先ほどご説明したとおり地域に居住する者の利便性を図るものでなければ、競売に参加することができません。今回は隣の○○○に住む方が手を挙げていただき、この方であれば地域に居住する者の施設として認められるだろうということで、受理をして議案として挙げました。これが第1種農地の不許可の例外の一つということです。以上です。

○議長（西名会長）

小澤委員よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

落合委員どうぞ。

○玉諸地区委員（落合委員）

5条のNo.10が個人住宅に転用ということですが、面積が○○㎡しかなくイメージがわからないのですが。

○議長（西名会長）

事務局で説明してください。

○事務局（青木係長）

ここは分譲地の一面にあった土地で、今回の土地を除いた部分はすでに建売分譲ということで転用許可が出ていました。この一筆だけ相続手続きが遅れていて、今回相続手続きが完了したので、追加となりました。

○議長（西名会長）

落合委員よろしいでしょうか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 2 号は決定してまいります。

なお、1 番、9 番、10 番、11 番の案件は、1,000 ㎡未満の案件ですので、許可証の交付をしております。それ以外の案件は 1,000 ㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問してまいります。

つづいて、議案第 3 号は非農地証明交付申請の承認について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

議案の説明に先立ちまして、非農地証明についてご説明いたします。非農地証明とは農地法第 2 条第 1 項に規定されている、農地又は採草放牧地にあたらないと確認され、かつ登記簿上の地目が田・畑などの農地である場合に限り発行する証明です。この証明書は農地を農地以外にする農地転用許可書と同様の効力を持ち、この証明を出すことができる条件として、①農地法施行以前に人為的に宅地に転用している場合、②自然災害により非農地となり復元が困難な場合のみに原則として限られ、厳格に運用することとされており公的機関の書類による証明が必要なものとなります。

議案の説明に戻ります。議案書 7 ページをご覧ください。申請地の所在、地目、面積、人については議案書記載のとおりです。金桜神社から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面、南面は農地、西面、北面は宅地となっています。申請人の先代から、申請地を農地法施行以前の大正〇年より宅地として利用していたことが公的な書類である資産税課の名寄せに記載されていたため、申請地の非農地証明を申請したとのことです。多分、非農地証明は、甲府市農業委員会でも過去に 1 例か 2 例しか議案に挙げたことがありません。近年では初めてのケースです。以上です。

○議長（西名会長）

ただ今の非農地証明の申請については、事務局から事細かに説明がありました。大変珍しいケースですが古い歴史のある農地ですが、すでに宅地として永い間使っており、資産税課の名寄せにも宅地として載っており、固定資産税も納めていたということ。こちらについてご意見等はいかがでしょうか。

《 質問、意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 3 号非農地証明交付申請の承認に賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の賛成の挙手をいただきましたので議案第 3 号は決定し、証明書を交付してまいります。

つぎに、報告第1号から第3号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（青木係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書8ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、農地法5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。9ページからは令和2年11月17日から令和2年12月17日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から、報告第1号から第3号につきまして報告がありましたが、報告事項でするので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第4号、令和3年1月告示分農用地利用集積計画についてです。また、関連がありますので、報告第4号農用地利用集積計画の解約についても併せて事務局より説明して下さい。

○事務局（牧野係長）

説明に先立ちまして、議案書の修正がございます。議案書27ページ33番の利用権を設定する農用地の内容ですが、「新規」と記載してあるところを「再設定」と修正をお願いします。また、議案書13ページ14ページ「令和3年1月告示農用地利用集積計画地区別集計表の『新規設定』及び『再設定』」の修正になります。農業委員の皆様にはすでに送付しておりますので、議案の差し替え分をお手元に配付させていただいておりますので差し替えをお願いします。農地利用最適化推進委員の皆様には差し替え後のものを配付しております。お詫びして訂正とさせていただきます。

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、新規設定22件、再設定62件、計84件の申し出がありました。議案書13ページの表は、新規設定です。甲運・山城・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は32,923.36㎡です。中段の表は、令和2年度の目標面積109,300㎡に対し、設定面積は89,548㎡、達成率は82%です。続いて14ページの表は、再設定です。相川・甲運・玉諸・二川・山城・中道北・中道南区からの申し出があり、合計面積は109,485㎡です。中段の表、令和2年度の目標面積343,700㎡に対し、設定面積は226,023㎡、達成率は66%です。15ページ1番から23ページ22番は新規設定です。23ページ23番から33ページ51番は再設定です。34ページ52番から46ページ84番は再設定の更新です。補足説明が必要となる、新規就農者、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、議案書記載のとおりです。

はじめに、法人の案件を説明します。議案書15ページ1番、24ページ25番及び24ページ26番は、同じ法人の案件になりますので、まとめて説明します。貸し手、借

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の31番の案件について、玉諸地区の雨宮委員から補足説明をお願いします。

○玉諸地区委員（雨宮委員）

雨宮です。この案件は、〇〇〇〇が自家用に醸造用の〇〇〇を作りたいということで、他の地区でも沢山〇〇〇を作っており、甲府でも作りたいということです。合計面積が〇〇〇㎡を借りているということで、条件も満たしていますので、大丈夫だと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

つぎに、利用権設定の68番の案件について、玉諸地区の田中委員から補足説明をお願いします。

○玉諸地区委員（田中委員）

68番の法人は、〇〇年位前に立ち上がった法人で、環境にも配慮して玉諸地区で農業活動を行っております。これまでも総会に何度も出てきている法人で、特に問題ないと思います。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

地元委員より細かく説明いただきました。こちらの案件も事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいたします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、採決をいたします。

議案第4号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の賛成の挙手をいただきましたので、議案第4号の案件について、決定して参ります。また、報告第4号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（西名会長）

以上で、本日子定している案件は全て終了しましたが、せっかくの機会ですので、皆様からご意見等、何かありましたらお願いします。

《 挙手あり 》

○議長（西名会長）

小澤委員どうぞ。

○中道北地区委員（小澤委員）

先程の案件で、30 ページ 41 番、賃借料が 207,500 円とあり、ちょっと基準耕作料より高いと思いますが、説明があったらお願いします。

○議長（西名会長）

事務局で説明をお願いします。

○事務局（牧野係長）

再度、書類を確認させていただき、ご回答させていただきます。

○議長（西名会長）

それでは、事務局で再度確認し、小澤委員へ連絡しますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中道北地区委員（小澤委員）

よろしくお願ひします。

○議長（西名会長）

他にはいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

特別ないようでございます。新型コロナウイルス感染症蔓延予防のため、総会の開催を皆様の円滑なるご協力で、短時間で終わることができました。ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 02 分 閉会